

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
調整前法人税額 (6)	11			円
法人税額調整加算額 (別表一「7」+別表六(三十一)「31」)	12			
中小企業者等以外の法人 (別表六(十二)「4」+別表六(十三)「15」+別表六(十四)「14」+別表六(十五)「16」+別表六(二十一)「21」+別表六(二十二)「14」+別表六(二十三)「15」+別表六(二十四)「20」+別表六(二十九)「20」+別表六(三十)「11」)	13			
中小企業者等 (別表六(九)「18」+別表六(十一)「9」+別表六(十二)「4」+別表六(十三)「15」+別表六(十四)「14」+別表六(十五)「16」+別表六(二十一)「21」+別表六(十八)「17」+別表六(十九)「16」+別表六(二十)「26」+別表六(二十二)「14」+別表六(二十三)「15」+別表六(二十四)「22」+別表六(二十五)「19」+別表六(二十七)「14」+別表六(二十八)「20」+別表六(二十九)「20」+別表六(三十)「11」)	14			
仮計 (11) + (12) - ((13) 又は (14))	15			
控除対象個別帰属調整額等	16			
住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15) - (16) ((12) > ((15) - (16)) の場合は (12))	17			
住民税額控除額 (17) × $\frac{2.58 \text{ 又は } 1.4}{100}$	18			

特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1			円
税額控除基準額 (1) × $\frac{20 \text{ 又は } 40}{100}$	2			
差引税額控除基準額残額 (2) - (18)	3			
特定寄附金基準額 (1) × $\frac{10}{100}$	4			
税額控除限度額 (3) と (4) のうち少ない金額	5			
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	6			
当期税額基準額 (6) × $\frac{5}{100}$	7			
当期税額控除可能額 (5) と (7) のうち少ない金額	8			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑯」)	9			
法人税額の特別控除額 (8) - (9)	10			

特定寄附金に関する明細

寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額
			19
・			円
・			
・			
計			

別表六(二十一) 令二・四・一以後終了事業年度分